

徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱

徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱（平成30年4月1日）の一部を改正する。

（目的）

第1条 本市の行財政改革の推進に向けた取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政改革推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

（委員）

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。
- 4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会の設置）

第6条 市民会議に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会を別に設けることができる。

- 2 専門部会の組織、その他必要な事項は、市長が別に定める。

（解散）

第7条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第8条 市民会議の事務局は、総務部行財政経営課とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

徳島市行財政改革推進市民会議委員名簿（令和3年度）

（分野ごとにおける五十音順。敬称略。）

	分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学 識 経 験 者	徳島大学	こたぎり やすひこ 小田切 康彦	大学院社会産業理工学研究部・准教授
	四国大学	とのさき まさよし 殿崎 正芳	経営情報学部・教授
	徳島文理大学	むらさき ふみひこ 村崎 文彦	企画監・准教授
各 種 団 体 代 表 者 等	福 祉	ぼんどう けいこ 板東 恵子	徳島市社会福祉協議会・副会長 徳島市婦人連絡協議会・会長
	労 働	しま かずひさ 島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会・ 事務局長
	コミュニティ	しまだ かずお 島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会・会長
	経 済	こまつ しんいち 小松 新一	徳島経済研究所・事務局長
		はやし のりこ 林 紀子	徳島商工会議所女性会・副会長
学 生	かわぐち みさき 川口 岬	徳島大学・学生	
	公募市民	ふじおか りさ 藤岡 梨沙	